# 入札説明書

令和7年度大分県報PDFファイル作成業務委託に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

#### 1 一般競争入札に付する事項

大分県報のPDFファイルを作成する業務(単価契約)については、別添仕様書のとおり

# 2 契約担当者

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 3 契約に関する事務を担当する部局

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部法務室(大分県庁舎本館1階)

電 話 097-506-2274

FAX 097-506-1713

## 4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム(以下、「電子入札システム」という。)上に令和7年4月1日(火)午前10時までこの入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

## 5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもの のほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、別添 1 を確認のうえ入札書を下記 7 及び 8 に掲げる方法により提出すること。

## 6 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者

に必要な資格(その他印刷類に限る。)を取得した者であること。

- (3) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売り払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約 等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難 される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) この調達に係る仕様書に基づき、事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) 大分県内に本社・本店又は支店・営業所が所在し、災害等の緊急時に県報を発行する 必要がある場合に、1時間以内に校正紙を大分県総務部法務室に持参できる者であるこ と。

## 7 入札参加申請の申請期限及び方法

- (1) 申請期限 令和7年3月24日(月)午後5時
- (2) 方 法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、紙入 札参加届出書2部を3と同じ場所へ提出すること。

#### 8 入札書の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 令和7年4月1日(火)午前10時まで
- (2) 方 法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、封書 にし、紙入札参加届出書に記載の日時及び場所へ提出すること。

#### 9 開札の予定日時及び方法

- (1) 予定日時 令和7年4月1日(火)午後1時
- (2) 方 法 電子入札システムによる。

### 10 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合、再入札に関する金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

#### 11 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

### 12 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

### 13 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、6の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続を経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領等並びにこれらに付帯する一切の権限を有する者として登録を受けた者が参加することを原則とする。
- (2) 紙入札で参加する場合は、入札書(本人入札用)を使用すること。代理人が入札に参加する場合は、別添の様式による委任状を提出するとともに、入札書は別添の入札書(代理人入札用)を使用すること。
- (3) 入札金額は、 $1 小口 (1 小口 = 2 ^ i )$  当たりの単価とする。見積に当たっては、 別添仕様書の内容に関する一切の諸経費を含めた額を記載すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

なお、上記入札書に記載する金額(単価)は整数であること。

## 14 入札の取消し、延期等

天災その他やむを得ない事情により公正な入札が行われないと認められるとき、又は入 札に参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を延期し、若しくは取消 し、又は開札を延期することがある。

## 15 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

#### 16 最低制限価格に関する事項

設定しない。

### 17 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を提出した者で、1小口当たりの単価が大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し、 又は手続を改めることとする。

#### 18 開札に立ち会う者

大分県総務部法務室職員

#### 19 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

## 20 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 21 契約書の作成

落札者決定通知日に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記入し、記名押印の うえ提出すること。

#### 22 入札説明書等に対する質疑

- (1) この入札書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票(様式1)により提出すること。
  - ア 受付期間 令和7年3月7日(金)午後3時から同月17日(月)午後5時まで(日曜日及び土曜日を除く。)
  - イ 提出場所 3と同じ場所に持参、郵送又はFAXにより提出すること。

(2) 質問票の提出があった場合は、回答を大分県ホームページに掲載するものとする。

# 23 契約準備行為

本入札は、令和7年度当初予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行う。